

お知らせ

税の申告がはじまります

詳細はこちら



申告が必要

「申告が必要な方」に該当する場合は、案内はがきが届いていなくても申告が必要です。

令和8年1月1日現在で北斗市に住所があり、次のいずれかに当てはまる方

- ・農業・漁業・自営業などの事業収入や、地代・家賃などの不動産収入がある方
- ・年末調整をしていない方、または給与を2か所以上から受けている方
- ・給与や年金以外の所得が20万円を超える方
- ・生命保険の満期金などの一時所得や雑所得がある方
- ・北斗市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者で、収入がない方や遺族年金・障害年金など非課税収入のみの方

申告が不要

- ・給与所得のみで年末調整を行っていて、所得控除額に変更がない方
- ・年金収入のみで所得税の源泉徴収がされず、年金収入の合計額が一定額以下の方
①昭和36年1月1日以前生まれの方…148万円以下
②昭和36年1月2日以降生まれの方…98万円以下

忘れ物がないよう
確認しよう！

持ち物

必ず必要なもの

本人確認書類	マイナンバーカード ※マイナンバーカードがない方は、個人番号確認書類と身分確認書類
収入を証明するもの	・給与・公的年金等の源泉徴収票や報酬の支払調書 ・事業収入・不動産収入のある方は、収支内訳書
他に必要なもの(申告内容によって必要なもの)	
各種控除証明書	社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
医療費控除の明細書	令和7年中にかかった病院と支払った金額をまとめたもの ※医療費通知をお持ちの方は、添付することで記載を省略できます
扶養親族に関する書類	扶養親族のマイナンバーと収入のわかるもの
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人もしくは扶養親族に該当者がいる場合のみ必要
寄附金受領証明書	寄附先の市町村から受け取ったもの ※ワンストップ特例申請をしていても、申告を行う場合は必要
本人名義の通帳	所得税が還付となった場合に必要
申告案内はがき(届いた方のみ)	令和8年1月1日国保加入世帯主の方で、令和6年中の申告状況により、今年も申告が必要と判断した方に対し、1月下旬中に送付しています
前年分申告の控え	前年に申告された方はお持ちください
印鑑 (預貯金通帳に使用しているもの)	所得税の納付を新たに口座振替で希望する場合のみ

2/16(月) ▶ 3/16(月)

受付時間：9:00～15:00

今回から、申告受付の終了時間は午後3時です。ご注意ください。

実施日	受付地区	会場	実施日	受付地区	会場
2/16(月)	当別・三ツ石地区	石別 住民センター	3/4(火) 5(水)	飯生・押上・大工川・ 常盤・公園通・添山・ 昭和地区	エイド'03
2/17(火)	茂辺地・ 茂辺地市ノ渡地区	茂辺地 住民センター	3/6(金) 3/9(月) 10(火)	本町・本郷・市渡・ 村山・中山・稻里・ 白川・細入・南大野・ 向野・文月・村内地区	北斗市 公民館
2/18(水)	谷好・富川・桜岱・ 水無・三好・矢不來・ 館野地区	谷好 住民センター	3/11(水)	開発・東前・萩野・ 一本木・千代田・ 清水川地区	農業振興 センター
2/19(木) 20(金) 2/24(火) 25(水)	七重浜・ 追分1丁目地区	七重浜 住民センター	3/12(木) 3/13(金) 16(月)	中央・中野通・中野・ 清川・野崎・ 東浜2丁目地区	北斗市役所 大会議室
2/26(金)	追分・ 追分2～7丁目地区	追分 福祉センター			
2/27(土) 3/2(日) 3(火)	久根別・ 東浜1丁目地区	久根別 住民センター			

函館税務署からのお知らせ

01

次の方は、函館税務署で申告してください。
(北斗市内の申告会場では受付不可)

- ・青色申告の方
- ・初めて住宅借入金等特別控除を申告する方
- ・譲渡所得(土地、建物、株式の売却)のある方や損失の申告をする方
- ・山林所得、配当所得のある方
- ・消費税の申告がある方

受付期間

2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～14:00

※還付申告は令和8年1月から受付

※相談はLINEによる事前予約制→

※入場には整理券が必要

(当日配布またはLINE発行)

02

個人住民税申告の電子化スタート
マイナンバーカードを使って、スマホやパソコンから個人住民税の申告ができるようになります。
決定次第、詳細は市公式ホームページでお知らせします。
市公式HP→

電子申告がおすすめの方

- ・前年の収入がない方
- ・遺族年金、失業保険など非課税収入のみの方
- ・非課税証明書が必要な方

03

申告は、便利なe-Tax(電子申告)で!

確定申告は、マイナンバーカードとスマホで簡単にできます。

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成し、e-Taxで提出できます。

e-Taxについて、詳しくはこちら→

04

マイナポータル連携で自動入力
マイナンバーカードを使ってマイナポータル連携をすると、医療費やふるさと納税などのデータをまとめて取得し、確定申告書に自動入力できます。
詳しくはこちら→